受 託 研 究 契 約 書

委託者 ○○○○○○○（以下「甲」という。）と受託者 学校法人埼玉医科大学（以下「乙」という。）とは、甲が乙に対し研究を委託するにあたり、次の通り契約を締結する。

（研究委託項目）

第１条　甲は、以下に定める条件で下記研究（以下「本研究」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（１）研究名：「○○○○○○○」

（２）研究責任者（代表者）：「所属○○○・職位○○○・氏名○○○」

（３）研究担当者：「所属○○○・職位○○○・氏名○○○」

（研究委託期間）

第２条　本研究の委託期間は下記の期間とする。但し、必要に応じ甲・乙協議の上、本研究の委託期間を延長することができる。

　　　　　　　　○年○月○日より○年○月○日まで

（研究委託費用）

第３条　甲は、研究委託費用として、金○○万円（消費税及び地方消費税額を含む）を負担するものとし、本契約締結後１ヶ月以内に乙の指定する金融機関口座へ支払うものとする。

２　乙は、やむを得ない必要が生じた場合に限り、甲に対して研究委託費用の増額を請求し、その追加支払を受けることができるものとする。

（研究結果の報告）

第４条　乙は、甲に対し、本研究期間の終了後速やかに本研究の結果をとりまとめ、文書により報告を行うものとする。但し、甲は乙に対し、本研究の委託期間中必要な場合、中間報告を求めることができるものとする。

（秘密保持）

第５条　甲及び乙は、本契約の着手・履行により相手方から知り得た互いの情報並びに中間成果または結果について秘密を保持しなければならない。但し、甲及び乙が互いに事前に書面をもって同意または承諾した場合は、この限りでない。

２　本項の機密保持義務は、本契約終了後5年間有効に存続するものとする。

（知的財産権）

1. 本研究の遂行に伴い生み出された発明、考案及び意匠の創作並びにこれらに

基づき得られる特許権、実用新案権、意匠権、及び著作権等の知的財産権は、原則

として乙に帰属するが、その帰属について甲乙間で協議できるものとする。

２ 前項の定めにかかわらず、甲は、乙が本研究の結果得られた知的財産権を、その教育、研究、臨床試験等、学術的な目的の為に使用すること妨げず、乙に対して対価を求めない。

３　本研究の遂行に際して、乙が所有する未公表の試料（遺伝子、抗体、化合物、試薬等）又は材料等が乙から提供され、それに基づき前項の発明等が生み出された場合、知的財産権の帰属は甲乙共有とする。

（施設、設備等の帰属）

第７条　本研究の研究委託費用により、乙が同研究用に取得した施設、設備・備品等の所有権は、乙に帰属するものとする。

（第三者への提供等）

第８条 甲が、試料（遺伝子、抗体、化合物、試薬等）又は材料等を乙へ提供する場合は、第１条に記載の研究責任者（代表者）及び研究担当者が、当該の研究室内において本研究目的のためにのみ使用する。乙は、甲の文書による承諾なしに、当該の試料又は材料等を第三者へ提供又は分譲してはならない。

（賠償責任）

第９条　乙が本研究の従事中に同研究に起因して、乙の故意又は過失により乙又は第三者に生じた損害は乙がその責任を負担し、乙に故意過失なく本研究に起因して受けた損害及び甲が自己の故意又は過失により本研究に起因して自己又は第三者に生じた損害は、甲がその責任を負担すべきものとする。

（研究成果・結果の公表）

第１０条　乙に属する教員等は、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、本研

究の成果もしくは結果を公表する。

２　乙に属する教員等は、公表等を行おうとする日の少なくとも２週間前に、その内容について甲へ通知をしなければならない。

３　甲は、その通知の内容が知的財産権等の取得に支障をきたすと判断されるときは、乙に対して修正を求めることができる。乙は、乙に属する教員等が公表をする前に、甲と十分な協議をしなければならない。

４　甲が、乙又は乙に所属する者を本研究の成果に基づく製品等の宣伝に使用するときは、予め乙の許可を受けなければならない。

（免責）

1. 乙は、本研究の成果に基づく、甲による製品等の製造や販売等に伴って生じる

　　　　如何なる責めも負わない。

（契約の変更及び解約）

1. 甲又は乙が、次の各号の一つに該当する場合は、甲乙合意の上、本研究を中止

　　　　し、本契約を解約或いは解除することができる。

　　　　（１）天災地変その他不可抗力により、本研究の遂行が困難となった場合

　　　　（２）甲又は乙により本研究の中止の申し出があった場合

　２　甲又は乙は、前項の規定により、本契約を解約或いは解除した場合、相手方の

　　　受ける損害については責めを負わない。

　３　本条の定めにより本契約を解約或いは解除した場合、第３条に基づき甲が乙に

　　　支払い済みの研究委託経費のうち、解約或いは解除が有効になった日までに乙

　　が消費した金額並びに乙が購入済みの物品の返却を甲は求めない。

（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、第２条に定める研究委託期間（その延長期間があるとき

　　　　は延長期間を含む）と同一とする。

　　　２　前項の定めにかかわらず、第４条（報告）は報告がなされるまで、第５条（秘

　　　　密保持）は終了後５年間、第６条（知的財産権）は、最長の知的財産権が消滅す

　　　　るまで、第１０条（研究成果・結果の公表）は、終了後３年間、第１１条（免責）

　　　　は、期間を定めず有効とする。

（疑義の解釈等）

第１４条　本契約書に定めのない事項及び内容に疑義が生じた場合は、まず民法の規定に従い、民法に規定がないときは甲乙協議して解決するものとする。

２　万一、前項により解決ができない場合は、その第一審管轄裁判所をさいたま地方裁判所と定めることに合意する。

（以下記名押印の頁まで空白）

以上契約締結の証として、本契約書２通を作成し、甲乙記名捺印の上各１通を保持する。

 ○ 年 ○ 月 ○ 日

（甲） 住　所

法人名

代表者・代表取締役

氏　名　 印

（乙） 住　所　埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷３８番地

法人名　学校法人埼玉医科大学

氏　名　埼玉医科大学　学　長　　 　　　　　　　　　印